第八条　海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表巡視船の部中「PL 66　しきね」を「PL 66　しきね　PL 67　あまぎ　PL 68　すずか」に改める。

第九条　海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表巡視艇の部中「CL 257　てるぎく」を削る。

第十条　海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表特殊警備救難艇の部中「SS 78　こめっと」を「SS 78　こめっと　SS 79　りげる　SS 80　しぐなす」に改める。

第十一条　海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表巡視艇の部中「CL 164　たまかぜ」を「CL 164　たまかぜ　CL 165　てるぎく」に改める。

第十二条　海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表特殊警備救難艇の部中「SSSS 32　べてるぎうす　SSSS 34　ぷれあです」及び別表設標船の部中「LL 11　ほくと」を削る。

附　則

この告示中第一条の規定は平成二十二年二月五日から、第二条の規定は平成二十二年二月九日から、第三条の規定は平成二十二年二月十日から、第四条の規定は平成二十二年二月十八日から、第五条の規定は平成二十二年二月二十四日から、第六条の規定は平成二十二年三月八日から、第七条の規定は平成二十二年三月九日から、第八条の規定は平成二十二年三月十一日から、第九条の規定は平成二十二年三月十六日から、第十条の規定は平成二十二年三月二十九日から、第十一条の規定は平成二十二年三月三十日から、第十二条の規定は平成二十二年三月三十一日から施行する。

○中部地方整備局告示第九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年二月三日

中部地方整備局長　富田　英治

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　名古屋都市計画道路事業三・四・六百十一号枇杷島停車場線

三　事業施行期間　自平成二十二年二月三日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　愛知県清須市西枇杷島町旭二丁目、旭三丁目、芝場及び七畝割地内

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年二月三日

中部地方整備局長　富田　英治

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成四年建設省告示第三百六十号名古屋都市計画道路事業三・三・六百五十四号枇杷島小田井線

三　事業施行期間　自平成四年二月二十日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　愛知県清須市西枇杷島町旭二丁目、旭一丁目、西野田、後亥新田、二見、日の出、住吉及び恵比須地内

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月三日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
福井県大飯郡高浜町和田一字坂二九番六から同町和田二字土取場一二番一八まで	前	一六・〇〇メートル～一六・〇〇メートル
	後	一七・二〇メートル～一七・二〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月三日

近畿地方整備局長　上総　周平

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十七号	福井県大飯郡高浜町和田一字坂二九番六から同町和田二字土取場一二番一八まで	近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年二月三日

○中国地方整備局告示第十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年二月三日

中国地方整備局長　福田　功

一　施行者の名称　島根県

二　都市計画事業の種類及び名称　横田都市計画道路事業三・六・三号横田伯南線

三　事業施行期間　自平成二十二年二月三日至平成二十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　島根県仁多郡奥出雲町横田地内

使用の部分　なし